

～ 国際研修 ～

第 50 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

塚 部 貴 子

第 1 はじめに

平成 27 年（2015 年）11 月 24 日（火）から同年 12 月 3 日（木）まで（移動日を含む。）、ベトナム司法省法整備総務局長を団長とする研修員 10 名（別紙 1 研修員名簿参照）を対象に、第 50 回ベトナム法整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。

第 2 研修の背景

法務省法務総合研究所は、ベトナムに対する法制度整備支援として、平成 6 年（1994 年）にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、平成 8 年（1996 年）以降は、現在に至るまで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを主な舞台として支援を継続してきた。

現在は、平成 27 年（2015 年）4 月から平成 32 年（2020 年）3 月まで 5 年間の予定で実施されている「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」¹（以下「現行プロジェクト」という。）において、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、引き続き各種法令の起草支援及び実務改善支援を行っているほか、新たな取組として、法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援を実施している。

この新たな取組は、ベトナムにおける法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督の権限を有する司法省及び首相府について、①ないし③を実施する人材の能力向上を目指すものであり、本研修は、その一環として、司法省を対象に実施したものである。

第 3 研修の目的

法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援は、現行プロジェクトから新たに始まった取組であり、本研修は、これをテーマとする司法省に対する初めての研修であることから、まずはベトナムにおける現状の問題点を分析・検討するとともに、

¹ 同プロジェクトの詳細は、ICDNEWS 第 64 号「ベトナム特集 1－ベトナム新プロジェクトがスタート～2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」(2015 年 9 月号)を参照されたい。

日本の法令制定過程に関する知見を提供し、同プロジェクトの方向性を関係者間で共有することにより、今後の活動が効率的・効果的に行われることを目的として実施した。

第4 研修の内容（別紙2 日程表参照）

1 研修員による発表

研修員による発表として、司法省の組織、権限、各部署の所管事項等についての説明、ベトナムにおける法規範文書の整合性及び明確性を確保するための役割を果たしている法規範文書事後監査局、行政違反処理管理及び法令施行監視局の役割、抱えている問題点、本研修で学びたい事項等について報告いただいた。

ベトナムの事後監査において発見された上位文書と整合しない法規範文書や制定権限がない機関による法規範文書が発行されている原因として、上位機関において、地方の実情に応じ、それを調整するような法規範文書の制定が間に合っていないため、地方において、権限を越える内容の法規範文書が制定されているパターン等もあるが、担当者の能力が不十分であることが非常に重要な理由となっているとの報告がなされた。また、法規範文書の立案、審査、事後監査等の法制執務担当者用の各ハンドブックはあるが、これらの内容が現実の問題や地方の問題をカバーできていないとの指摘も一部の研修員からなされた。

さらに、日本では、どのような方法で中央の法律と地方の条例の整合性が保たれているのか、日本における政策立案の現状、法令施行過程における法務省や関係省庁の役割及び任務、法制執務担当者の人材育成等に関心があるとともに、ベトナムにおける事後監査業務に対する日本側の意見も聞きたいなどの要望がなされた。

2 講義、訪問等

(1) 講義「日本の統治機構及び日本における法令立案の過程」

日本の法令制定過程に関する知見を提供する前提として、当部教官において、ベトナムとは異なる日本の統治機構及び日本における法令立案の過程に関する基本事項の講義を行った。

(2) 講義及び意見交換「日本から見たベトナムの法規範文書立案における問題点」

2日間にわたり、市橋克哉名古屋大学理事・副総長に御協力いただき、日本における法令の基本的な構成、法令用語に関するルールについて、具体例を示して説明いただいた。日本では、法制執務に関するワークブック、法令用語集等により、法制執務担当者間で共通のルールが確立されている現状について紹

介いただき、研修員との質疑応答を通じて、ベトナムの法規範文書立案における問題点についての分析、認識の共有を図っていただいた。



市橋名古屋大学理事・副総長による講義，意見交換の様子

(3) 講義「日本における政策立案及び法令立案の実務」

法務省民事局参事官から、会社法改正を題材に、内閣提出法案における政策立案及び法令立案の流れについて講義が行われた。研修員からは、特に法制審議会の構成、法務省と他省庁及び内閣法制局との関係やそれぞれの役割について高い関心が示されていた。

(4) 意見交換

藤本治彦最高検察庁検事に御協力いただき、藤本検事の内閣法制局参事官としての経験を基に、研修員からの質問に答えていただく形式で、法制執務担当者の人事、各省庁内での法令審査部門の役割及び審査基準、法制執務に関する共通のルールが存在等に関して意見交換が行われた。

(5) 衆議院法制局訪問及び講義

衆議院法制局を訪問し、衆議院議場等を見学させていただくとともに、衆議院法制次長から、政策と立法の関係、議員立法における立法過程と審議過程、最近の議員立法の変化及びそれに伴う衆議院法制局の職務、体制の変化等について講義が行われた。研修員からは、議員立法の過程における内閣との関係、衆議院法制局において、立案及び審査の両方を担当することによる中立性、客観性が損なわれる危険性への配慮、内閣法制局と衆議院法制局の審査基準における相違の有無等について高い関心が示されていた。

(6) 内閣法制局訪問及び講義

内閣法制局を訪問し、執務室等を見学させていただくとともに、総務主幹から、内閣提出法案の成立過程の概要、内閣法制局における審査、閣議決定、国会における審議、内閣法制局の所掌事務、組織体制等について講義が行われた。研修員からは、内閣法制局の審査を通らなければ閣議決定がなされず、閣議は全会一致で決せられるという日本の制度について高い関心が示された。



内閣法制局訪問の様子

(7) 東京都庁訪問及び講義

東京都庁を訪問し、都議会議事堂を見学させていただくとともに、東京都総務局総務部文書課の担当者から、東京都庁及び文書課の概要、条例の立案過程及び審査過程、それぞれの過程における留意事項、法制執務に関する人材育成状況等について講義が行なわれた。研修員からは、日本における地方分権システム、東京都が定める条例と法律及び他の都道府県や市町村が定める条例との整合性の確保について高い関心が示された。

3 研修員による発表及び討論

本研修では、日本における内閣提出法案、議員立法、条例について、それぞれの政策立案、立法過程、審議過程について、幅広く講義、訪問、意見交換の各プログラムを通じて日本の知見を提供したが、ベトナム側の理解度は非常に高かった。

日本において、ベトナムのような法規範文書の事後監査、施行監視を業務とする独立の機関がないことについては、各担当機関における政策立案、法令立案、

事前審査が慎重かつ厳格に行われていることと深く関連しているとの認識の下、「いずれはベトナムでも事後監査，施行監視を独立して行う機関は不要となるだろうが，そこに到達するには，様々な改革や変更が必要である。」との意見が述べられた。

また，法制執務担当者間で共通のルールを確立することの必要性については，一定の認識が共有され，今後の活動に向けたある程度の方向性が示された。



研修員による発表及び討論の様子

第5 おわりに

本研修に参加した研修員は，いずれも活発に質疑・意見交換を行い，極めて意欲的に本研修に取り組んでいた。

現行プロジェクトにおける法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援は，今後の活動として執務参考資料の作成を予定しているところ，本研修で，法制執務担当者間で共通のルールを確立することの必要性について認識が共有されたことは，今後，同ルール確立に資する執務参考資料の作成という具体的な活動を効率的，効果的に進める上で大きな成果であった。

今後は，同支援のもう一つのカウンターパートである首相府との間でも認識を共有し，両機関が共同して執務参考資料の作成にあたることが期待される。

最後に，御多忙の中，講義を引き受けていただいた講師の皆様，充実した訪問プログラムを実施していただいた訪問先関係者の皆様，長期派遣専門家及び通訳等でお世話になった研修監理員その他関係者の皆様に心から感謝申し上げたい。



集合写真（修了式）

以上

第50回 ベトナム法整備支援研修 研修員

グエン・ホン・トゥエン
1 Mr. Nguyen Hong Tuyen 司法省法整備総務局長
ホー・クワン・フイ
2 Mr. Ho Quang Huy 司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局副局長
グエン・ズイ・ホアン
3 Mr. Nguyen Duy Hoang 司法省行政手続検査局副局長
グエン・ティ・トゥ・ホエ
4 Ms. Nguyen Thi Thu Hoe 司法省法規範文書事後監査局副局長
カオ・ダン・ヴァイン
5 Mr. Cao Dang Vinh 司法省民事経済法局総合経済法課長
チュオン・カイン・ホアン
6 Mr. Truong Khanh Hoan 司法省刑事行政法局行政法課長
グエン・ミン・クワン
7 Mr. Nguyen Minh Quan 司法省国際法局国際法及び人権課副課長
グエン・ティ・トゥ・トウイ
8 Ms. Nguyen Thi Thu Thuy 司法省行政違反処理管理及び法令施行監視局法令施行監視課専門員
ファム・ヴァン・フアン
9 Mr. Pham Van Huan 司法省法整備総務局法令政策課専門員
ウ・ミン・ナム
10 Mr. Vu Minh Nam 司法省国際協力局アジア・アフリカ・オーストラリア協力課専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 塚部 貴子 (TSUKABE Takako)

主任国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 千同 舞 (SENDO Mai)

第50回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官：塚部教官 専門官：千同専門官]

月 日	曜	9:30	12:00	14:00	17:00	備考
11 / 火 24		入国			16:00 JICAオリエンテー ション	
11 / 水 25		10:00 ICDオリエンテーション	11:00	11:50 所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	13:00 ベトナム側発表及び意見交換① ベトナムにおける法規範文書立案過程及びその問題点 国際協力部教官 塚部貴子, 渡部吉俊	
11 / 木 26		11:30 講義 日本の統治機構及び日本における法令立案の過程 国際協力部教官 塚部貴子, 渡部吉俊		訪問及び講義 日本における立法過程の変遷について 衆議院法制局衆議院法制次長 橋 幸信 衆議院法制局		
11 / 金 27		10:00 講義 日本から見たベトナムの法規範文書立案における問題点 名古屋大学理事・副総長 市橋克哉		講義 日本における政策立案及び法令立案の実務 法務省民事局参事官 竹林俊憲 法務省15階会議室		
11 / 土 28						
11 / 日 29						
11 / 月 30		10:00 意見交換② ベトナムにおける法規範文書立案過程について 最高検察庁検事 藤本治彦, ICD教官 法務総合研究所赤れんが棟第5教室		講義 法令整合性確保のための施策と取組 内閣法制局総務主幹 岩尾信行 内閣法制局		
12 / 火 1		意見交換③ 日本から見たベトナムの法規範文書立案における問題点 名古屋大学理事・副総長 市橋克哉, ICD教官		訪問及び講義 自治体における条例立案 東京都総務局総務部文書課法規担当課長 内田見司 東京都庁		
12 / 水 2		ベトナム側発表及び討論 法規範文書立案過程における問題点への対策 ICD教官		15:00 総括質疑 意見交換 ICD教官	16:00 修了式 評価会	
12 / 木 3		出国				

※場所の記載がない場合はJICA東京国際センター (TIC)